

女川原子力発電所 2号炉審査資料	
資料番号	02-G-008 (改 2)
提出年月日	2022 年 4 月 8 日

女川原子力発電所 2号炉

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための
業務に係る品質管理に必要な体制の整備について
比較表

2022年4月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉 施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について</p>	・発電所名の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">1. はじめに 2. 記載方針</p>	・記載方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>設置変更許可申請書 添付書類十一の記載内容について</p> <p>1. はじめに 令和2年4月1日に施行された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）第5条第2項に、設置変更許可本文十一号（以下「本文十一号」という。）の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。</p> <p>2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下「設置許可ガイド」という。）を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」および「組織等」を記載する。 ただし、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、本文十一号に基づくものではないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については、活動実績に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項は無い。</p> <p>参考 【設置許可ガイド】抜粋 (6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。 4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。</p>	<p>1. はじめに 令和2年4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という。）第5条第2項に、設置変更許可本文十一号（以下、「本文十一号」という。）の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下、「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。</p> <p>2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下、「設置許可ガイド」という。）を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。 ただし、本申請における設計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、その活動実績に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項はない。</p> <p>参考 【設置許可ガイド】抜粋 (6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。 4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none">・記載表現の相違・記載表現の相違・記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

- 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
- 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
- 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

品管規則	設置許可添付書類文-1号	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<p>一 設計開発に係る個別業務等を適合するものであることを。 二 調査、機器等の使用及び初期業務の実施たがいに適切な情報を提供するものであること。 三 合成基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>一</p> <p>(機器等の検査等)</p> <p>第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を証明するために、個別業者計画に従って、個別業者の実施に係るプロセスを適切な段階において、使用前事業者検査等又は自粧検査等を実施しなければならない。 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員と開発を異にする他の要員との間で、開発する要員と部門を異にする要員としてその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なれないことをいう。)を確保しなければならない。</p> <p>一</p>	<p>b. 調査、機器等の使用及び初期業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合成基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>一</p> <p>4. 4. 2 具体的な設備の設置にに基づく工事の実施 工事を主管する箇所の長は、要求事項に適合する状態を設置するための工事を実施する。</p> <p>4. 5 使用前事業者検査の方法 使用前事業者等は、適合確認対象設備が、認可された設計工認為適合していなかった仕様及びプロセスのおりであると、技術基準規則に適合していなかった仕様及びプロセスのものであるが、使用前事業者検査を行なう工事実施箇所からも独立性を確保した検査並びに実施する。 4. 5. 1 使用前事業者検査での認証事項 使用前事業者等は、適合確認対象設備が、認可された設計工認為適合していなかった仕様及びプロセスのおりであるが、技術基準規則に適合していなかったことを確認するために、以下の項目について検査を実施する。 (1) 実施機の仕様の適合性確認 (2) 品質マネジメントシステムによる検査 4. 5. 2 使用前事業者検査における 検査に相当する箇所の長は、適合確認対象設備が、認可された設計工認為適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。</p> <p>4. 5. 3 検査機の管理 検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。</p> <p>4. 5. 4 使用前事業者検査の実施 使用前事業者検査は、検査手順書の作成、検査体制を確立して実施する。</p> <p>7. 4 調査 7. 4. 1 調査プロセス (調査プロセス) 第三十四条 原子力事業者等は、調査する物品又は役務(以下「調査物品等」といふ)が、自ら規定する調査物品等に係る要求事項(以下「調査物品等」といふ)に適合するようにならなければならぬ。</p>	<p>4. 6 設計工認為する調査管理の方法 調査を主管する箇所の長は、設計工認為する調査管理を実施するため、(i) 調査に係る要求事項に基づき以下に示す管理を実施する。 4. 6. 1 供給会社の技術的評価</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

品管規則	設置許可本文4-1号	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
2 原子力事業者等は、保安活動の重複度に応じて、調達物品等の供給者及び調達品等に適合するよ うに)に適合するよ うにする。 (2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物 品等に適合するよ うに)に適合するよ うにする。 4. 6. 2 供給者の選定 調達を主管する筋の長は、設工認に必要な調査を行う場合、原子力 安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業者の重要度に応じてグ レード分けを行、管理する。 4. 6. 3 調達品の調達管理 調達を主管する筋の長は、調達に間する品質保証活動を行うに當 て、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調 達管理に従き業務を実施する。 (1)仕様書の作成 調達を主管する筋の長は、業務の内容に応じ、品質管理に囲む事項に基づき調達要求事項を定めし、供給者の業務実績等を考慮する。(4. 6. 3(2) 調達品の管理) 参照) (2)組織は、調達品等の供給者等に開示する情報に、次に掲げる のうち、該当するものを含める。 a. 調達品等の供給者の業務プロセス及び設備に係る要求事項 b. 調達品等の供給者の要件の力強くに係る要求事項 c. 調達品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達品等の適合の報告及び処理に係る要求事項 e. 調達品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するため に必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要 求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項 7. 4. 2 調達品等要求事項 (第三十二条第一項)原子力事業者は、調達物品等に開示する情報に、次に掲げる 調達品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。 一 調達品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 二 調達品等の供給者の要件の力強くに係る要求事項 三 調達品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 四 調達品等の不適合報告及び修理に係る要求事項 必絶なる要求事項 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求 事項 七 その他調達物品等に必要な要求事項 (調達品等要求事項)4. 原子力事業者等は、調達品等を受領する場合には、調達品等の供給者に対し、調達品等の要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。 (調達品等の検証)7. 4. 3 調達品等の検証 (第三十三条第一項)原子力事業者は、調達品等が調達品等要求事項に適合 するようすにあらためて検証の方法を定め、実施しなければならない。 (2)組織は、調達品等の供給者の工場等において、調達品等の供給者 の検査を実施することとしたときは、並行検査の実施要領及く調達品等 の供給から出荷までの決定の方法について、調達品等要求事項の 中で明確に定めなければならない。 			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	差異理由
(調達プロセス)	<p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1)組織は、調達する物品又は設備（以下「調達物品等」といいます）が、目ら規定する要件等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」といいます）に適合するようなければならない。</p> <p>（文書の管理）</p> <p>第七条 原子力事業者は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>（記録の管理）</p> <p>第八条 原子力事業者は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を証明する記録を作成することができるよう、保全活動の重要度に応じてこれを保管する。</p> <p>（不適合の管理）</p> <p>第四十九条 原子力事業者は、個別業務等要求事項に適合しない機器等又は個別業務が実現されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p> <p>—</p>	<p>4. 6. 4 社外監査</p> <p>（組織者に対する監査を主管する箇所の長は、組織者の品質管理活動及び健全な安全文化を育成・維持するための活動が切て、かつ、確実に行なわれていることを確認するために、社外監査を実施する。）</p> <p>4. 7 その後設計、工事等における文書及び記録については、設置許可本文十一号に示す文書、これらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に保管する。</p> <p>4. 2. 3 文書の管理</p> <p>(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>4. 2. 4 調達の管理</p> <p>(1)組織は、品質規範に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実現する記録を明確にすることも、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検査することができるよう作成し、保全活動の重要度に応じてこれを保管する。</p> <p>4. 3 不適合の管理</p> <p>(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実現されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>5. 品質管理対象設備の品質管理</p> <p>（不適合の管理）</p> <p>第四十九条 原子力事業者は、個別業務等要求事項に適合しない機器等又は個別業務が実現されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p> <p>—</p>	<p>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</p>